

# 日本の産業政策の経験

加賀美充洋



## 1 産業政策の理論的基礎

「産業政策」に関しては、否定的、肯定的の二つの見解がある。産業政策の否定的見解では、市場メカニズムによることが効率的資源配分の最善の方法であり、したがって、政府による特定産業保護政策は価格メカニズムの働きを妨げ、資源の誤った配分につながるとされる。一方、肯定的見解では、市場は効率的資源配分にしばしば失敗するために国家の介入が必要とされる。一般的に言えば、これは国家と市場の関係、つまりわれわれはアダム・スミスの「見えざる手」にどの程度依存できるかという問題である。

### 1. 産業政策の定義

産業政策の定義としては以下に示すいくつかのものがある。

- (1) 「通商産業省によって実施されている政策」(貝塚 [1973])
- (2) 「ある特定の部門または産業における生産、投資、研究開発、近代化、産業再編成を促進し、他の部門または産業においてこれらを抑制する政策」(小宮 [1975])
- (3) 「産業政策には三つの基本的な機能がある。  
(i)価格機構が全く機能しないか、もしくはきわめて限定された形で機能している場合にのみ政府の介入を許す、(ii)自由な市場メカニ

ムの制度的枠組みを整備する、(iii)中央政府と地方自治体間の役割を明確化する」(鶴田 [1982])

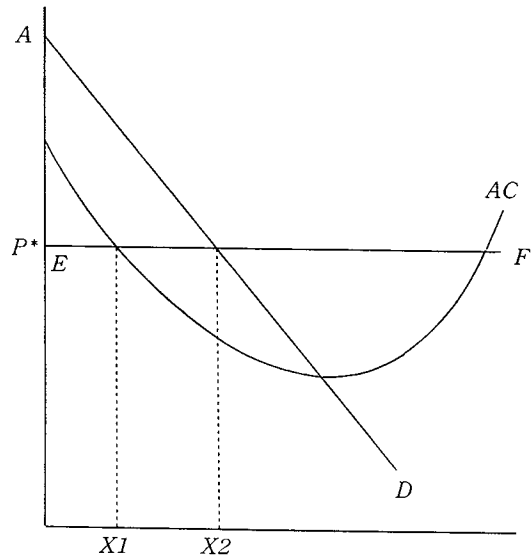
- (4) 「市場の失敗のために資源配分、所得配分に不利な現象が起きたとき、当該経済における厚生レベルを高めるため産業政策がとられる。付言すれば、これはセクター間の資源配分、またはある特定の産業編成への介入を通じて前記の目的達成のためにとられる全ての政策手段を意味する」(伊藤・清野・奥野・鈴木 [1988])
  - (5) 「産業政策を定義づける特徴は、特に要素投入物に関して、個々の産業の異なる優先度、ニーズ、状況に適する政策手段が計画されることである」(Okimoto [1989])
  - (6) 「産業政策は、政府が将来の経済成長において重要と思われる特定の部門に資源の投入を促進しようとする政策である」(クルグマン；オブズフェルド [1990])
  - (7) 「市場の限界に対応し、ある公共目的のために取られる産業介入の全ての政策手段」(後藤・入江 [1989])
- 後藤と入江は、「市場の失敗」のかわりに「市場の限界」という用語を用いて産業政策をより広く

定義している。「市場の失敗」は別にしても、彼らは東京首都圏への過度の集中、日米貿易摩擦のような市場メカニズムでは解決できない政治的、社会的問題をも含めている。彼らによれば、「市場の限界」は(1)今までの伝統的な市場の失敗(公共財、外部経済、規模の経済等)の他、(2)最近の応用ミクロ経済による市場の失敗(マーシャルの外部経済効果、寡占における過当競争等)、および(3)その他の不完全性(所得分配、自国だけではないグローバルな配慮等)を考慮しなければならないとする。

ここで、動学的規模の経済、マーシャルの外部性、セットアップ・コストといった特殊な用語や概念を説明しておこう。第1に、規模の経済は平均生産費用が生産量の増加に従って減少する場合に機能する。ハイテク機械を有する大規模工場は大量生産を行ない、その結果生産費用および製品の値段を引き下げることが一般的に観察される。これは、工場内で起こるので「規模の内部経済」と呼ばれる。時間の経過に伴い、工場労働者は徐々に生産システムに慣れ、また学習効果や、経験の蓄積によってより効率的になる。この現象が「動学的」規模の内部経済と呼ばれるものである(例としては、集積回路産業があげられる)。

一方、規模の外部経済とは、関連産業の平均生産費用が主産業の生産拡大に比例して減少することを意味する。たとえば、もし自動車製造業者が、組立ラインの新規導入によって平均費用を下げようとした場合、このような動きは部品製造工場の生産費用にも影響を与える。なぜならば、下請け会社は親会社と固いネットワークで結びついており、主工場での技術革新はすぐこれらの下請けに移転され、生産費用を減少させる(ネットワーク効果)。これは、マーシャルの外部性と呼ばれている。つまり、この産業の長期的な平均費用曲線は、右に下向きの弧を描いている。セットアップ・コストとは、動学的規模の経済の特徴を有する特定産業において生産を開始する際に必要となる社会的費用である。動学的規模の経済は以下のような場合に起こる。(1)動学的規模の内部経済、(2)マー

第1図 マーシャルの外部経済下の平均費用曲線



(出所) 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎『日本の産業政策』東京大学出版会 1984年 236ページ。

シャルの外部性、(3)不完全情報。

不完全情報は、ある産業が当該製品の最終需要のみでなく、関連中間財産業の派生需要も完全に推定できない場合に生じる。たとえば、大規模溶鉱炉の建設には、その溶鉱炉の生産高に対する最終需要同様に、低価格の鉄の供給に影響される他産業の最終需要を推定するための大量の情報が必要である。造船業、自動車といった産業は鉄鋼の直接消費者であり、その製品の需要の増大と部品産業の派生需要は必要な情報である。さらに、部品産業の生産増大は、第二次以下の下請会社にも影響を与える。この溶鉱炉の所有者が、これら全ての関連効果(特に費用に関して)を、事前に知ることは困難である。直接、間接需要および費用情報の調査費用は莫大なものになり、一民間企業の手には負えるものではない。これは、情報の不完全性から生じる外部性の別例である。

動学的規模の経済のケースでは市場が失敗するため、国家は当該産業保護のために介入しなければ

▶日本の産業政策の経験

ばならない。これには二通りの方法がある。補助金と輸入制限である。第1図について、ACは産業全体としての長期的平均費用曲線を表している。EFは(輸入)供給曲線である。Dは国内需要曲線を示している。各民間企業にとって、平均費用が輸入価格 $p^*$ を上回るところでは、市場参入のインセンティブはない。すなわち $X_1$ の生産量以上でないと利益を上げられない。国内産業を市場に導くためには、政府はAEの初期補助金を払わなければならない。もう一つのインセンティブは、国内生産が $X_1$ の生産水準に達するまで一時的に当該製品の輸入禁止を行なうことである。これは、輸入品よりも高い価格で国産品を買わなければならない消費者の負担によって行なわれる。

したがって、セットアップ・コストとは、国内産業の生産開始を導くための補助金、もしくは輸入制限という形を取る社会的費用なのである。ここで、初期段階での保護が必要な産業とは、動学的規模の経済を享受する寡占産業であることに注意しておくことが重要である。

## 2. 寡占市場に対する産業政策

産業政策は通常二つの異なる目的のために実施される。第1に、重点産業を育成し、産業構造の多元化を図ることである。第2に、産業組織における不完全性を是正することである。前者は幼稚産業の保護(前方保護)および衰退産業の保護(後方保護)を含む。後者は産業の再編成、すなわち、過当競争または過剰投資を防止する方策を含む。

幼稚産業保護は、ある産業がその保護なしでは創出されないような場合に正当化される。しかし、どの産業を育成し、または撤退させるかの選択は困難である。日本では、1960年代に高「所得弾力性」と高「生産性」という基準が戦略産業の選択の際に用いられた。国際競争力強化のために保護が必要な産業は通常この基準を満たし、政府の介入は正当化される\*。衰退産業に対する産業政策の評価を行うのはきわめて困難である。衰退産業における輸入制限、カルテル、雇用補助金などの保

第1表 政府介入の概念的枠組 —— 日本と米国

日 本	米 国
〔市場不完全性〕 資本市場の欠陥 過当競争 地域的資源非効率配分 無秩序な産業 生産の非効率 資源の不適正配分 産業構造関連問題	〔市場の失敗〕 外部性 集合財の軽視 アンチ・トラストの悪用 ビジネス・サイクル 人的資源ニーズ 過剰リスク 失業 再分配 社会的不公正 国際競争力の低下
〔経済安全保障〕 構造調整不調	〔国家安全保障〕 供給隘路(原料) 閉鎖的外国市場 海外依存の危険性 重要産業における競争力の低下 技術的優勢の必要性
〔産業政策の副次効果〕 中小企業支援	〔政府の介入による歪み〕 政策(税、補助金)の伝染効果 救済政策
〔工業化キャッチアップ〕 幼稚産業保護 低付加価値の恐れ 比較優位の劣化 工業の自立性の低下	

(出所) Okimoto, D. I., *Between MITI and the Market : Japanese Industrial Policy for High Technology*, Stanford University Press, 1989年, 53ページ。

護手段の経済的インパクトは今後の研究に委ねなければならない。しかし、もし日本がマーシャルの外部性を有するハイテク産業にさらに重点を置

\* こうした基準は理論的厳密性に欠け、「通俗的な」産業政策擁護論であり、「洗練された」議論は技術の外部性と戦略的貿易政策のような理論的に説明できる場合のみを産業政策の対象とするといった説もある(クルグマン; オブズフェルド [1990])。

いてゆき、一方で、衰退産業を発展途上国に移転させていくのならば、グローバルな見地からみた厚生は増加する可能性がある(移転した産業が環境破壊をしないと仮定して)。

産業組織に関し、「過当競争」が一つの議論の対象となっている。自由競争の支持者は、競争が激しければ激しいほど厚生はより増加するという。一方、通産省は「もし、競争があまりにも過度で、競争を通して得られる国家的便益が損失よりも少ないといった状況が起こった場合に、政府の介入は必要である」と考えている(両角 [1966])。

最近の研究では、寡占市場においては競争の促進が必ずしも経済的厚生を高めるものではなく、反対に競争の制限が、より高い厚生につながる例が示されている。寡占競争では市場が静態的自由市場とは異なる性質をもっているため、次善の選択が、最善の選択に代わる一解決策となり得ることがしばしばある。寡占企業は、自らの行動を競争相手の反応に基づいて決定し(「戦略的企業行動」)、この競争はゲームの理論に沿って続いていく。動学的競争では、しばしば静態的理論のものとは異なる均衡点に達する(「過剰参入定理」\*伊藤・清元・奥野・鈴木 [1988], 182ページ)。

企業の戦略的行動のために政策的失敗が起こる例としては、マーケット・シェアに基づく参入規制や生産能力に基づく数量割当が、さらに過剰投資を創出するということがあげられる(これは1960年代に石油化学産業で、エチレン生産の建設数量規制に関して実際に起こったことである)。

### 3. 国際的コンテキストにおける産業政策

Okimoto [1989] は、日米の政府介入を比較し、「日本政府は、米国政府よりも、政府の役割をより広い範囲でのマイクロ産業運営と認識している。特に、市場の不完全性と工業キャッチ・アップの

分野でそれは顕著である。米国は、国家安全保障、アンチ・トラストおよび衰退産業の保護においてより活発な動きを示している」と結論づけている(第1表参照)。Okimotoの指摘どおり、日本は後発国(レイト・カマー)として、工業のキャッチ・アップや「ターゲッティング」といった政策を強調した。「ターゲッティング政策」は、「特定産業における国内生産者の競争力強化のため、生産資源を振り向ける政府調整行動」と定義される。

日本と韓国等がこの政策を取り入れた。つまり、第1に育成する戦略産業を認定し、第2にこれらの産業を輸入規制、税・金融インセンティブ、補助金のような優遇措置をもって保護し、第3に、輸出競争力を強化するものである。この結果、日本および韓国のいくつかの産業の競争力は増進した。この状況が貿易摩擦の原因となったといえる。したがって、われわれは自国の厚生のみでなく、貿易相手国の厚生も考慮しなければならない。つまり、他者の犠牲にたつて、自らの厚生を高めようとする攻撃的な政策は許されない。今日グローバルな配慮が重要性を増してきているのである。

要約するならば、日本の国際経済体制への移行後、通産省の介入は明らかに減少した。自由貿易と開放経済には基本的に介入なしの競争が必要である。しかし、完全な自由放任経済は、必ずしも世界的見地からみて完全な社会的厚生をもたらすものではなく、したがって国家間の新たな協力的アプローチが求められるのである。

## 2 産業政策——日本のケース

ここで日本の戦後の産業政策の経験を簡単に振り返り、評価することを試みる。戦後は以下の5期に区分される。

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 1945~50年 | 復興期       |
| (2) 1951~60年 | キャッチ・アップ期 |
| (3) 1961~72年 | 高度成長期     |
| (4) 1973~82年 | 石油危機期     |
| (5) 1983~現在  | 貿易不均衡期    |

\* 寡占企業が代替財を生産すると想定して、自由参入における均衡よりも競争企業数を少なく制限できるならば、経済的厚生を増加させることは可能である。

## ▶日本の産業政策の経験

### 1. 復興期 (1945～50年)

この時期は、第二次世界大戦の荒廃から日本経済を復興させる努力によって特徴づけられる。鉄鋼、石炭産業に最重点が置かれた(1946～48年)。輸入原油は、石炭産業に鋼材を供給する鉄鋼産業へ優先的に向けられた。そして、増産された石炭は、鉄鋼産業に再び優先的に配分された。この両産業に対する重点施策は、それぞれの生産に余剰を生み、それが後に他産業に向けられた。これがいわゆる「傾斜生産方式」である。

この時期に採用された政策手段としては以下のようものがあつた。(1)外貨や投入財の割当、(2)価格統制(管理価格と生産費用の格差均衡のための補助金も含む)、(3)復興金融公庫融資。1948年に米国の経済顧問としてJ・M・ドッジが来日し、後に「ドッジ・ライン」と呼ばれるようになった勧告を行なつた。これは、インフレーション抑制のために、政府規制の多くを排除し市場メカニズムをより活用しようとするものであつた。彼の勧告にしたがつて、超緊縮予算の導入、復興金融公庫の新規融資の削減が行なわれ、またさまざまな補助金が廃止された。49年4月、1ドル360円に新為替レートが設定され(これは1971年まで実施された)、それまでの複数為替レート制度が終わりを告げた。

### 2. キャッチアップ期 (1951～60年)

この時期の産業政策の目的は、鉄鋼、石炭、造船、合成繊維、化学肥料といった慢性的な高生産コストに苦しんでいた産業の適正化を図ることであつた。これらの産業に対する投資は、税制、融資の面で優遇措置を受けた。

C・S・シャウブ教授を長とする使節団が税制改革のため来日し、その勧告にしたがつて1950年に法人税は35%に定められた。これは翌年には42%に引き上げられた(このレートは51年から66年の間に3回引き下げられ35%に、さらに81年までに3回引き上げられ42%のレベルとなつた)。同時に、加速度減価償却と価格変動に対する引当金という方式が

導入された。前者は機械購入後最初の3年間は減価償却の割増償却を、後者は在庫資産の将来的な価格変動に備えた非課税準備金を認めるものであつた。

財政投融资もこの時期強化された。政府は、政府関係金融仲介機関を通じ、重点産業振興のために特別資金を運用した。1950年に、日本輸出銀行(輸銀)が、そして51年に日本開発銀行(開銀)が復興金融公庫に替わるものとして設立された。これらの銀行の主要な資金源は、郵便貯金および社会保障会計であつた。開銀は、主にインフラ整備に対して貸付を行ない、発電所、海運などのプロジェクトに融資し、これに次いで石炭、鉄鋼、肥料、機械などの産業にも重点が置かれた。また、輸銀は造船、輸出産業に力を入れた。この政府関係金融機関の貸付条件は民間銀行に比較して緩いもので、金利は低く、返済期間は長かつた。

1950年代後半には、合成繊維、プラスチック、石油化学、電子、一般機械などの産業が振興すべき成長産業とみなされた。自動車および重電産業は、関税と輸入数量割当によって固く保護された。加えて、ハイテク輸入は先進国に追いつくという目的のもとに奨励された。他方、石炭は次第に石油に取って替わられていったのである。

### 3. 高度成長期 (1961～72年)

1960年、池田首相は「国民所得倍増計画」(61～70年)を打ち出し、政府は、同年承認された「貿易為替自由化大綱」に示されたように、貿易自由化を目標として据えた。64年のIMF 8条国への移行とOECD加盟によって日本は開放国際経済体制維持の義務を負わされることになつた(資本の自由化は若干遅れる)。

この時期の産業政策に関して重要な点が三つある。まず第1に、産業間の構造調整と秩序ある競争が通産省によって唱えられ、指導が行なわれたという点である。その結果は複雑なものであつた。輸出部門が拡大し、国内投資が加熱していくにつれ(いわゆる輸出と投資の好循環)、通産省は産業間

の過当競争を懸念した。通産省は過当競争を回避し、秩序ある市場を維持するため、いくつかの産業に合併を提唱した。1964年に三菱重工業が設立され、66年の自動車メーカーの日産とプリンスの合併がそれに続いた。70年、富士製鉄と八幡製鉄が合併し、新日本製鉄が登場した。しかし、自動車産業の「グループ化構想」(61年)は実現されず、「特定産業振興臨時措置法」(62年)は民間部門からの強い反対にあって国会を通過しなかった。通産省はこの「特定産業」とは自動車、特殊鋼および石油化学を考えていた。

第2点としては、中小企業に対する産業政策が促進されたことがあげられる。「中小企業基本法」が1963年に公布された。国際競争に備えて中小企業の近代化、強化のため、設備の近代化と新技術の吸収を図るよう財政および金融インセンティブが供与された。これらの目標達成のため67年に中小企業庁が設立された(中小企業金融公庫は53年にすでに設立されていた)。

第3点は、産業構造審議会(1964年)が産業政策策定に大きな役割を果たした点である。この審議会は政府関係者(通常、官僚OB)、民間企業家、学者、ジャーナリストによって構成され、産業政策のためのコンセンサスを形成し、その結果を通産大臣に報告するものであった。49年の時点でも同様な制度が行なわれていたが(たとえば、産業合理化審議会)、この時期に形式が標準化され、有効に機能するようになった。特に、市場の失敗の要因の一つは不完全情報であったことから、代表者間の情報交換のプロセスは非常に大きな貢献をしたといつてよい。

要するに、この時期に通産省の介入は頂点に達した。これは前例のない成長率と日本が重化学工業化に成功したという自信に裏打ちされたものである。しかし、前述したように、民間部門が拡大し、開放国際経済へ組み込まれたのに伴い、通産省の影響力は次第に弱まっていった。その結果、産業政策は厳格な管理から単なる指導へと次第に変化していったのである。

#### 4. 石油危機期(1973~82年)

第一次石油危機が勃発し、変動為替相場制度が採用された1973年は日本経済史のなかで忘れがたい年である。鉄鋼、非鉄金属、化学、製紙のようなエネルギー集約産業は不況に落ち込んだが、自動車、電子・電気産業は相対的にエネルギー小消費型産業であったためかろうじて切り抜けることができた。ある意味では、エネルギー消費レベルによる産業の区分けが始まり、より知識集約的、先端技術的産業が追求されるようになったといえる。

この時期には、工業化の社会的側面も考慮されるようになった。1960年代の急速な工業化は公害と環境破壊を促進した。60年代後半までに、スモッグ、水質汚染といった問題(たとえば、水銀汚染による水俣病)が深刻化し、政府はこれらの外部不経済を認識し始め、対応に本格的に着手するようになった。

世界経済への日本の参加ももう一つの重要な課題であった。1967年に資本の自由化が開始され、73年には完全自由化が達成された。日本の海外直接投資は71年の8億5800万ドル、72年の23億3800万ドルから73年には34億9100万ドルへと記録的な伸びを示した。貿易、資本の両側面での日本の国際経済体制への移行は新たな問題を引き起こした。すなわち他国との貿易摩擦、貿易不均衡の問題である。たとえば、米国は日本の繊維、鉄鋼の産業が公正な市場価格以下でダンピングを行っていると非難した。

産業政策はこのような潮流を反映した。まず第1に、主に経済状況の変化に大きく影響を受けた衰退産業に対して、救済措置が実施された。たとえば、アルミニウム産業はエネルギー価格の上昇によって直接的な打撃を受け、造船・繊維はアジアNIEs諸国の追い上げによってかなり厳しい状況にあった。このような経済環境の悪化によってマイナスの影響を受けた産業に対し、政府は不況カルテル等のような支援策を講じた。第2に、1967

年、政府は工業化に伴う公害その他のマイナス面の影響に対処するため「公害対策基本法」を公布し、その後の環境対策に道を開いた。第3に、日本の国際市場への進出に伴い貿易摩擦問題が浮上してきた。たとえば、日本の対米鉄鋼輸出は68年に約700万トンと、前年の450万トンから急増した。米国の非難が高まるなか、日本はその対応策として69年から74年にかけて「輸出自主規制」を行なった。しかし、78年、米国は日本からの鉄鋼輸出に対し「トリガー価格」制度を導入した。繊維貿易も貿易摩擦を経験した産業の一つである。日本の繊維輸出に加えて、アジアNIEsの輸出も急激に拡大した結果、欧米の市場で摩擦を引き起こすこととなった。この問題の解決策として、1974年「多国間繊維取極め」が結ばれた。これは輸出国、輸入国の二国間の取り決めによって輸入数量規制を行なうというものである。最後の点としては、情報産業、特に世界のコンピュータ産業が、IBMの市場独占によって実質的にコントロールされていた状況があげられる。通産省は国内におけるIBMの独占に対抗するため、共同研究開発に乗り出した。62年通産省によって大型電算機開発を目的とする「電子計算機技術研究組合」が設立され、官民一体となった開発が進行した。

### 5. 貿易不均衡期（1983～現在）

日本は、第二次石油危機を乗り越え、円の切上げにもかかわらず輸出を急速に拡大していった。対米黒字は、1983年には200億ドルを超えた。貿易相手国とのこの収支不均衡は深刻な問題となったのである。自動車、カラーテレビ、数値制御(NC)機械の輸出は厳しく規制された。

この時期、衰退産業に対し、1970年代同様の保護措置を与える産業政策がとられた。「特定産業構造改善臨時措置法」(83年)において、アルミニウム、化学繊維、化学肥料、合金鉄、製紙、石油化学が影響を受けた産業として指定された。日本政府が幼稚産業をその成長期に保護すると同時に、さらにそれが不況に陥った際にも依然これらの保

護を行なったのはやや矛盾しているといえる。保護政策は引き続いて行なわれているが、通産省の介入はこの時期強制力が弱くなり、むしろ勧告的な性格に変化していった。

## 結 び

日本は第二次世界大戦での完全な荒廃を経験し、経済復興をなんとしても図らねばならなかった。先進国の工業化レベルにキャッチ・アップすることが何よりも重要な課題であった。「指導された工業化」が結果的に日本を最も成功した工業国に導いたといえる(これには反論もあり市場メカニズムに任せても成功したという説もある)。

日本の産業政策の経験から重要と考えられるものがある。第1に、通産省は幼稚産業をその発展の初期段階で保護したのみならず(前方保護)、それらの産業が後に困難に直面した際にも保護(後方保護)をしなければならなかった点は興味深い。さらに、後方保護のための支出は、前方保護のそれよりも大きかったようである。衰退産業保護は、所得再分配に関する有益性を除けば、疑問が残る問題である。

第2点としては、技術の外部性、またその産業の特徴によって、個々の企業の収益と社会的収益がかい離するので知識集約産業に対して助成が行なわれたことがあげられる。日本は研究開発組合をつくり、この分野(コンピューター、IC、LSIなど)で成功を収めた。ただし、組合は一種のカルテル形成と考えられるため、社会的厚生面でみた場合、さらに検討がなされるべきであろう。

第3には、情報の伝達とフィードバックの政府主導方式が目目できる。審議会関連活動が、民間部門での技術、市場、政策、将来の見通しなどの情報ギャップを埋めるのに役立った。すなわち、審議会はすべての関係団体をつなぐ配電盤のように、情報交換の場として大きな役割を果たした。

第4点は、産業政策は常に変化する国際情勢、社会状況によって影響されることである。公害や、

環境破壊のような外部不経済の政策対応が1例であり、貿易摩擦が別例である。たとえば、日本の自動車の輸出自主規制は今もなお続いている。この自主規制とそれに伴う供給不足を生かす形で、アメリカの自動車メーカーは国産車の価格を引き上げた。それに続いて、日本の自動車メーカーも輸出車価格を引き上げたのである(典型的な寡占協調である)。繊維のケースの場合、多国間繊維取極めによるカルテルが引き続き拡大している。これは、いったん保護政策が実施された場合、それを撤廃するのは困難であることを示している。さらに多くの場合、産業政策下では消費者は産業政策が行なわれていない場合の価格よりも高い価格を払わなければならない、損失を被ることになる。

以上のように日本の産業政策の経験から次のような留意点が導かれよう。(1)保護の時限性、(2)寡占、集中化の排除、(3)消費者(需要者)への配慮、(4)近隣窮乏化政策ではないグローバルな視点等である。最後に、政府の政策も失敗する場合があるということを常に考慮しておくことである。政府は必ずしも常に合理的な意志決定者ではなく、完全な情報を収集できるとは限らない。政府は全能ではないので、少なくとも社会的厚生を高めるものであるならば次善、三善の政策でも受け入れる

必要があろう。

(かがみ・みつひろ/中南米総合研究プロジェクト・チーム)  
(訳:井田郁子/IDEAS)

#### [参考文献]

- 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎『産業政策の経済分析』東京大学出版会 1988年。  
貝塚啓明『経済政策の課題』東京大学出版会 1973年。  
小宮隆太郎『現代日本経済研究』東京大学出版会 1975年。  
小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎『日本の産業政策』東京大学出版会 1984年。  
後藤文広・入江一友「産業政策の理論的基礎——1990年代の新たな展開に向けて——」通商産業研究所 1989年。  
鶴田俊正『戦後日本の産業政策』日本経済新聞社 1982年。  
両角良彦『産業政策の理論』日本経済新聞社 1966年。  
P・R・クルグマン; M・オブズフェルド『国際経済——理論と政策——』(I 国際貿易) 石井・浦田・竹中・千田・松井共訳 新世社 1990年。  
Okimoto, D. I., *Between MITI and the Market: Japanese Industrial Policy for High Technology*, Stanford University Press, 1989年。